

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会
第10回火力電源入札ワーキンググループ

日時 平成27年6月30日（火）15：30～16：59

場所 経済産業省別館3階310各省庁共用会議室

1. 開会

○山崎電力市場整備課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会第10回の火力電源入札ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日もご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず1点ご報告をさせていただきます。

本日11時半ごろ、東海道新幹線の車内でトラブルがございまして、現在運転が再開されているものの、この影響によりまして山内座長がご到着が40分程度おくれる見込みとなっております。

この状況を踏まえまして、山内座長の権限によりまして細田委員が座長代理に選任されたことをご報告いたします。

本日は東京電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社の3社からそれぞれ担当役員の方々にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を細田座長代理にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○細田座長代理

それでは、早速議事に入りたいと思います。

2. 委員における利害関係の確認について

○細田座長代理

まずは委員における利害関係の確認についてでございますが、これにつきましては資料3をごらんください。

本件審議に先立ちまして、今回も事前に事務局から各委員に対しまして利害関係の有無を確認していただき、東京電力、中国電力、四国電力の入札募集要綱に対して意見を提出した会社との間で直接の利害関係はないということを確認しております。

3. 入札募集要綱案について（東京電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社）

○細田座長代理

続きまして、本日は東京電力、中国電力、四国電力の入札募集要綱案につきましてご議論いただきたいと思えます。

今回ご議論いただく電力会社が3社と多いため、事務局からも本日ご議論いただきたい論点等を抽出していただいております。

まずは事務局より提出されている資料を説明していただき、その後東京電力、中国電力、四国電力からそれぞれの入札募集要綱案について説明をお願いします。

それでは、資料4に基づき、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○山崎電力市場整備課長

ありがとうございます。

それでは、お手元に資料4をご用意ください。本日6月30日付の事務局提出資料でございます。

1ページ目をごらんください。

今回は平成27年度に火力電源入札を実施されると表明をされた4社のうち、R F Cの締め切りが終わりました東京電力、中国電力、四国電力の募集要綱案についての審議をいただくと、こういう形になってございます。

九州電力につきましては、8月10日の締め切りで現在R F Cを行っていただいているところでありまして、これについては別途またご審議をいただくと、こういうこととなります。

後ほど各社から詳細の説明がありますが、今回の概略だけ、この1ページ目を用いましてご説明をさせていただきます。

今回、九州電力も含めてですが、全て自社応札を行う形の入札の内容となっております。募集規模は単純合計で約150万kWでございます。

東京電力については、離島4島の1万2,500kWの入札でありまして、自社でも応札をされると。

中国電力につきましては94.5万kW、これについても自社で応札をされる。

四国電力については50万kW、これについても自社で応札をされると、こういう予定になってございます。

供給開始時期は、東京電力については平成30年まで、中国電力については33年から35年、四国電力については34年から36年、このようなスパンになってございます。

以上、概略でございます。

続きまして2ページ目をごらんください。本日ご議論いただきたい論点等についてでございます。

まず最初、この3社の募集要綱案につきまして、いわゆるガイドラインに合致をしているのかご確認いただきたいと思っております。

具体的には、募集要綱案に対するR F Cを各社実施していただいております。その結果を踏まえた各社の対応にかかわる例えば上限価格設定の考え方、さらには落札者の決定方法、さらには入札結果の公表、こういったところがガイドラインに合致しているか、こちらをご確認いただきたいと思っております。

あわせて2番目でございます。昨年度実施をしました入札の結果を踏まえ、改善が求められる点として以下の2点がございます。

1つが競争性を高めるための措置のあり方でございます。後ほどご説明をします。

2つ目が情報遮断の更なる徹底のための措置のあり方。こちらについて各社の対応がなされているのかご議論をいただきたいと、このように考えてございます。

続きまして報告事項でございます。

過去9回のワーキングを開催させていただきまして、去年、さらには昨年度及び昨々年度、3年前に入札募集要綱についてご審議をいただき、委員各位からご指摘をいただいている項目がございます。

これにつきましては、あらかじめ事務局から3社に対して確認をしましたところ、基本的に今般の募集要綱案に反映済み、もしくは反映予定との回答を得ているということをご報告させていただきます。

事務局でまとめますと、今までご指摘いただいている点というのは14項目ございまして、例えば資本費の補正の項目があるかどうか、さらには連帯保証についてどのように扱われているのか。さらに解約・解除等の補償がどのように扱われているのか。こういったような論点が過去ご指摘をされ、それについては基本的に反映済み、または反映予定と、このような回答を得ているところでございます。

次のページでございます。

3ページ目、新たにご議論いただきたい論点の1つ目でございます。

競争性を高めるための措置のあり方ということで、昨年度実施の火力電源入札の結果、これにつきましては、このページの下に表を記載させていただいております。

昨年度につきましては5社の入札が行われ、うち東京電力はまだ現在これについての対応中でございますが、4社について本ワーキングにおきまして評価報告書案の審議までしていただき落

札者が決定をしていると、こういうことでございます。

このうち、東北電力の①、②の2つ、さらには中部電力、さらには関西電力、あと九州電力の②、これは離島でございますが、これにつきましては応札者が1者であったということで、いわゆる「一者応札」であったと、こういったことでもございました。

こうした点を踏まえまして、上の論点にありますように、「一者応札にならないための取り組み」ということを工夫していただく必要があると。こういうことでもございまして、2つ目の丸にございますように、具体的には例えばR F Cの結果等を踏まえまして、他社も応札しやすくするために改善した条件はあるのか。このようなことをご確認いただけたらと思っております。

括弧で例えばで書いてございますけれども、26年度に同じく離島の入札を行いました九州電力は資本費の補正が手当てされていますけれども、今般の東京電力の後ほどご説明いただく募集要綱案には資本費の補正が手当てされていないというところがございます。

先ほど2ページの下で「基本的には反映済み、反映予定」と書かせていただいておりますけれども、この点については東京電力さんの現在の案には含まれていないと、このような状況になってございます。したがって、「基本的には」と、このように言ってございます。

または説明会に参加した企業に対するフォローアップをどのように取り組もうとしているか。さらには説明会に参加した企業だけではなくて、発電実績を有する企業に対して募集に応募してもらうべく工夫をしているかと。こういったことが確認いただけたらと思っております。

また、結果として「一者応札」であった場合については、事後的に行われます評価報告書案の審議を行う本ワーキングの場におきまして、こうした企業等に対してアンケート調査なりを実施した上で理由を分析した結果というのをしっかり報告を求めるといこととしてはどうかという論点を提示させていただいております。

以上が1つ目でございます。

もう一つ、4ページ目でございます。情報遮断の更なる徹底のための措置のあり方でございます。これも昨年度のプロセスにおいて、るるご指摘をいただいた部分でございます。

現行のガイドラインには、こうして得た情報を目的外の目的のために利用することなど、公正かつ有効な競争を阻害する行為を行わないよう情報の保全その他必要な措置を講じるものとする、という一般則が書かれてございます。

この情報遮断の措置につきまして、各社が講じている情報遮断の措置について実効性・適切性について審査をいただけたらと思っております。

後ほどご説明のある各社の資料においては、東京電力の33ページ、中国電力の34ページ、四国電力の27ページが当該情報遮断措置の概要になってございます。

審査に当たりましては、ポイントとしては、まず情報管理の社内ルールが定められているのか、また周知方法は適切か、さらに社内ルールについての内容については実効性があるか。例えば、入札実施部門が火力部門との情報のやりとりを行う際に、それがメールで行われる際には、必ずCCに管理職を入れる等のルールになっているかと、こういったところをご確認いただけたらと思っております。

さらには「監査部門」が内部監査を実施することとしているか。ルールどおり実施されているかの内部監査を実施することとしているか。こういった点もポイントになるかと考えてございます。

なお、内部監査の結果につきましては、事後的に行われます評価報告書案を審議する本ワーキングの場におきまして、必要に応じて直接監査部門から監査方法等を含めて報告を求めるといふ、こういうこととしてはどうかと、こういう論点を加えて紹介させていただいてございます。

以上、事務局からのご説明でございます。

○細田座長代理

ありがとうございます。

それでは、続きまして資料5に基づき、東京電力より今回の入札募集要綱案についてご説明をお願いいたします。

○大亀執行役員（東京電力株式会社）

東京電力カスタマーサービス・カンパニーの大亀でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、私たち東京電力の島嶼部の小規模火力につきまして、老朽化に伴うリプレースを計画していることから、入札ガイドラインに則り実施させていただきます。

資料5に基づいて説明させていただきますが、1つ、その前に島嶼部の供給につきましては電力システム改革によって来年度からは託送部門といいますか、送配電部門が担うということが決まっていますが、現時点におきましては小売部門が担っているものですから、今年度につきましては募集窓口を小売部門ということでやってございますのでご理解いただければというふうに思っております。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1ページ目のところなのですが、「はじめに」と書いてございます。

3つ目のポツのところなのですが、島嶼部の入札におきまして、なお書きのところを書いてございますが、島嶼の電力品質確保の観点から需給運用に関する要件を入札条件とさせていただきますということでございます。需要規模の小さい島嶼ですので、経済性はもちろん確保しなければいけないのですが、島内の需要変動に対応できるような、そういう品質が重要かというふう

に思っております。

その下はこれまでの経緯ということで、3月25日に入札募集実施につきましてプレス発表させていただいております。4月10日には事前の説明会を開催させていただいております。それから、5月14日までの間に意見募集を行いまして、7件のご意見をいただいております。これは後ほど書いてございます。

続きまして2ページ目でございますけれども、ここは各島の概要でございます。

右下のところの表に各島ごとの今回4島募集をするのですが、電力需要、それから発電設備の認可出力等を書いてございます。このうちの一部の号機につきまして老朽化に伴うリプレースを行うということでございます。

続きまして4ページ以降に移らせていただきます。

4ページからは、募集要綱の現在の概要につきまして書いてございます。

なお、先ほどご説明がありましたが、当社は自ら応札をするという前提で募集要綱を作っております。

4ページの(1)は募集スケジュールですが、この委員会後、7月から10月ということで募集の受け付けを行うと。11月には落札候補者の選定をして、12月には落札者の決定をするというスケジュールを組んでございます。

(2)募集の電源ですが、1つ目として、開始時期は30年6月までに供給開始、2つ目、募集規模につきましては、そこに書いてございます八丈島は2地点に分けてございますけれども、この上記5地点について、それぞれ独立して募集を行うということでございます。

3番目、電源のタイプにつきましては、基準の利用率を設定するのではなくて、契約最大電力による容量型ということです。これは先ほどからお話ししています需給運用への参加をお願いしたいと思っているものですから、米印にもあるように、当社の需給運用に従って運転していただきますし、したがって、いつでも待機できるように、余力活用についてはできないという形でございます。

4番目の供給期間ですけれども、15年を原則として10年から30年ということで選択していただきます。

5ページ目ですが、ここも続きですが、③を見ていただきます。

下線を引いてあるところは、入札のガイドラインによらない部分でございますので、そこを中心にご説明をさせていただきます。

③番、年間通告電力量ですが、各年の通告電力量はその前の年に決めるのですけれども、ここは当社の需給状況とか設備の状況に応じて毎年設定をさせていただこうということ、これは需給

運用への参加という中で変更しているものでございます。

それから、⑦の入札規模なのですが、これは1事業者当たり今回応募していただく地点ごとの入札規模であり、発電端の定格出力は地点ごとに募集規模と同規模としていただくということで、必要容量に合致、合わせていただくという措置でございます。

⑧は需給調整機能ということで、需給運用への参加のための条件を簡単に書いてございます。ガバナフリー運転ですとか、AFC運転ですとかの島内の需給調整の一部を担っていただくということで必要なスペックについて具備をしていただくということを記載してございます。

6ページ目ですが、入札価格の算定につきましてでございます。

ここはガイドラインの方と変わるところはほとんどないのですが、②の燃料本体費のところを下線を引いてございますところで、先ほど利用率を70%とか80%とかと決めていないものですから、入札の算定におきましては90%で上限価格も設定しますし、応札される方もこの前提で燃料本体費については算定してほしいということの決めでございます。

それから7ページ目ですが、評価方法と落札者の決定ということで、①開札。ここもガイドラインと同じなのですが、公証人立ち会いのもとで確認をしていくということ、それから評価方法につきましては、当然安価なものから順位づけをしていくということ、それから③の落札者の決定におきましては、順位が1位の応札者を落札候補者とするということで、先ほど1地点におきましてその容量で応札ということなので、必然的に1者、1事業者の選定ということになります。

続きまして8ページですが、主な契約条件ということになります。

①のところ、ここは先ほどと説明が重複するところは省かせていただきます。

②の変更通告のところですが、下線が引いてあるところは1カ所ございまして、実需といいますか、毎日の変更につきましては前日の17時までに変更通告を行うということで、ガイドライン上は2日前ということになっておりますが、余力の活用を行わない、需給に従って変動をさせていただくということから、できる限り最新の気象情報ですとか、電力の需給状況、設備の状況を見て前日の17時までに通告をさせていただくというふうにしてございます。

それから、9、10、11、12ページはガイドライン上と特段の変更はございませんので、見ていただければと思います。

13ページ目からは、R F Cでご意見をいただいたものの概要と当社の考え方というものを示してございます。

14ページをお開けください。

14ページに書いてございますが、いただいた項目としまして「入札価格」と「その他」に分けてございますが、パームオイル系の燃料の扱いについての質問が3つあったということ。その他

の電源計画の考え方についてのご意見については4つあり、計7つということになってございます。

15ページから数ページにわたりまして、そこは簡単に書いてございますが、パーム系の燃料についての扱いにつきましては「固形燃料ですけどよろしいですか」という質問があって、それは「オーケーです」と。「バイオマスでCO₂ゼロでよろしいですか」「国への報告対象にならない、ゼロということであれば、それに従ってやってください」と回答しております。

16ページなのですが、ここは1カ所、要綱の見直しにかかわる部分がございます。

ご意見として、パームオイル系は原油とか食用油の市場に連動しますということで、要綱案にはそういった特殊な場合にはあらかじめ協議をすることができますというふうに書いてあるので、事前協議をさせていただきますということが書いてございますが、それはオーケーということなのですが、これに関連しまして、当社回答の右下、なお書きのところなのですが、今回の募集におきまして入札価格の算定に当たって燃料本体費に適用するエスカレーション率を一律ゼロ%としております。したがって、この合成比率だとか、そういったものは使わないということになりますので、そういったこと、左の一番下のポツのところのなお書きの部分です。「なお、この場合も云々いたします」と書いてあるもとの要綱案につきまして、そこを削除する形。必要ないものですから、削除する形での修正をしたいというふうに思っております。

17ページ、18ページはご意見でございまして、「東京都等の自治体と連携をとっていますか」という話ですので、そこは「とっております」というふうに回答しております。

あとは電源構成についての考え方ということで18ページに記載しております。これはご参考でございます。

こういったことで20ページに要綱案の見直しというページを設けてございますが、先ほどざつと説明させていただきましたが、1カ所、削除という形での修正をさせていただこうというふうに思っております。

21ページ以降は、ガイドラインによらない条件の規定についてということでございます。

22ページからご覧ください。ここは先ほど少しといたしますが、下線のところで説明をいたしましたので重複は避けたいと思います。

22ページのところは、そこを項目ごとに整理をしたページ。

それから23ページは、需給運用への参加ということで、こういうイメージですというものを絵も含めて解説しております。

24ページも参加の条件につきましての解説。ガバナフリー、AFC運転のイメージが25ページという形でございます。

26ページにつきましては、発電設備に対する要件ということで、そのスペックをそれぞれ記載してございます。こういったことは要綱の中に書いてございます。最低出力についての参考については27ページに書いてあるということ、ガバナフリーのスペックについての詳細が28ページに絵を含めて記載をしてございます。

29ページについては、通告変更の期日について補足説明をしてございます。

それから、30ページ以降に先ほど事務局のほうでご提示のありました論点についての対応の東京電力の今の入札要綱の状況、これからの考え方について説明してございますので、ご覧ください。

31ページですが、競争性を高めるための措置ということで幾つかあります。

1つ目、事前説明会ですが、1つ目のポツなのですが、多くの事業者に応募していただくために、当然のことながら、事前の説明会を周知して開催をさせていただいております。

2つ目のポツなのですが、説明会の実施に当たってはホームページによって広く周知するとともに、当社の既に島嶼、島の発電所のディーゼルを入れていただいているところのメーカー3社にお声がけをいたしまして、3社のうち2社に実際に参加をいただいた実績となっております。

2つ目としましては、今後の入札の説明会に向けた対応ということですが、2つ目のポツなのですが、事前説明会に参加された方々に対しまして声がけをしていこうというふうに思っております。

3つ目のポツにつきましては、そのほか発電実績を有する企業に対しても参加の呼びかけを行っていきたいというふうに思っております。

32ページですが、資本費の補正につきましてでございます。

「系統アクセス工事費負担金変動額の精算」と項目書いてございますが、これにつきましては事業者のリスクを低減させるという点から、実際の工事完了に伴う確定精算。工事費が変動した場合は、受給料金につきまして応分の補正を行うということを規定してございます。リスクを低減させるということです。

それから、その下に「参考」ということで建設費の補正を行わない理由。先ほど事務局のほうからご説明ございまして、東京電力は今回行っていませんという、九州さんで前に行ったものということです。

現在要綱へ記載していない理由、そこに書いてございます。

1つ目、東京電力におきましても26年度入札におきましては補正をしてございました。補正というか、この項目がございました。それは応札から土建工事の契約締結までの相当の期間、環境アセス等ございますので、大規模なものですから4年以上は最低かかってくるということです。

そういった状況の中から著しく変動するということが考えられましたので、補正の項目を26年度入札においては入れてございます。

2つ目のポツ。一方、今回の島嶼部というものにつきましては環境アセスは当然なくて、落札後に土工建工事の契約締結というのが可能になってくるということがあるものですから、通常の土工建工事というか、いろいろな工事、通常の土工建工事等と期間的に何ら変わりはないというところもございまして、特段の補正は行わないということで現在要綱は作ってございます。

33ページ、情報遮断につきましてですが、更なる徹底のための措置ということで、事務局の論点を左の枠に3つ書いてございます。

1つ目、情報管理についての社内ルールは定めているかということにつきましては、右側に書いてございます共通規程。これは社内のマニュアルですけれども、行動規範を設定してございます。そこには下に書いてございますようなものを書いてあると。情報管理の体制の構築ですとか目的外使用の禁止、社内の情報遮断等含めて書いてございます。

それから、真ん中のところの実効性等含めてということですが、真ん中の欄の1つ目の丸、情報管理体制につきましては、例えば入札募集の業務をする従事者を指名して限定するという。それらの方々につきましては誓約書を提出するというようなこと。

それから、2つ目の丸のところでは、当然ですけれども、紙媒体等を鍵付きのキャビネットにきちんと施錠して保管をしていくというふうなこと。

3つ目の丸につきましては、事務局からもご説明のありました電子メール等でやりとりする場合には、管理職も必ずCCで設定をして徹底をするというふうなことでございます。

一番下なのですが、内部監査を実施することとしているかどうかということについては、関連する証憑についても当然保存していきますし、後日確認が可能となるように社内に対応していきたいというふうに思っております。

東京電力からの説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○細田座長代理

どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして資料6に基づき、中国電力より資料のご説明をお願いいたします。

○神田執行役員（中国電力株式会社）

中国電力の神田でございます。遅参しまして、大変申しわけございませんでした。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速お手元の資料に沿ってご説明を申し上げます。

まず資料の①でございます。私どもの火力発電所においては高経年化が大変進んでおりまして、

その代替となる電源が必要ということで国の火力入札ガイドラインに基づいて入札募集を行うこととしております。

なお、当社電源部門も三隅2号による自社応札をする予定としております。

その他これまでの経緯につきましては、1ページの下の表に記載してあるとおりでございます。

続いて、資料の2ページから9ページ、これは後ほどご説明しますR F Cのご意見を反映する前の私どもの要綱案の概要を記載したものでございます。

まず3ページの主な入札実施概要のところでございますが、今回当社では平成33年6月から平成35年6月までの2年間の間で受給開始する94万5,000kW規模の火力電源を募集いたします。利用率につきましては70から80%としております。

なお、先ほど申し上げましたように、当社は自社応札を予定しておりますので、上限価格の公表は控えさせていただいております。

その他4ページ以降の主な入札実施概要、6ページ以降の運用に関する事項の概要、あるいは8ページ以降の契約に関する事項の概要につきましては、詳細記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、資料の11ページをお開きいただきたいと思っております。

この11ページは、今回私どもにご提出いただきましたR F Cのご意見の一覧を記載しております。全体では12件のご意見をいただいておりますが、そのうち3件を要綱案に反映させていただいております。この反映させていただきました3件について概要をご説明申し上げます。

まず1件目の反映につきましては、めくっていただきまして16ページになります。

ここでは募集締め切り後での上限価格と算定根拠の公表についてのご意見といったものをいただいております。このご意見に対しまして、私どもでは上限価格や算定根拠は公表いたしません。ご意見を踏まえ、受給開始後の落札者事由による解約時の「得べかりし利益の賠償額」につきましては、入札時点で賠償額の上限を明示するよう要綱案を見直すことでご意見を反映させていただいております。

少し見づらいかと思っておりますが、16ページの右端の下のところ「反映」というふうにかかせていただいておりますが、以下同様に反映させていただいたものについてはこういう表記をさせていただいております。

続いて2件目の反映分については、めくっていただいて21ページでございます。

21ページについては表の上の段、「応募方法」のところでございます。土地の取得状況を証明する書類は登記簿謄本に限定するのではなく、当該状況を客観的に証明できる書類により可能とすべきという、こういったご意見をいただいております。

この意見に対しましては、私どもとしましては発電所用地を既に取得済みであるということ客観的に証明できるもの、例えば固定資産税の課税証明書等、こういったものであれば可とするということで要綱案を修正いたします。

続いて3件目の反映については、23ページをごらんいただきたいと思います。

23ページの表では、排出係数の調整が未達となった場合の精算に使用される炭素クレジット指標を変更する場合は、私どもの一方的な判断ではなく、落札者の方と私どもとの間で両社協議とすべきと、こういったご意見をいただきました。

この意見を踏まえ、指標を変更する必要がある場合には落札者の方と協議する旨に要綱案を見直しいたします。

なお、その他9件のR F Cのご意見につきましては、私どもの要綱の原案どおりとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次に24ページから30ページ、これは今ご説明申し上げたR F Cのご意見等を踏まえて要綱案の見直し箇所を記載したものでございます。詳細は記載のとおりでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

続いて、特にご指名いただいておりますテーマについて、次に32ページをごらんいただきたいと思います。競争性を高めるための取り組みということでございます。

まず32ページでは、私どもの火力電源入札募集において、入札を通じた競争性を高め安価な電源を調達するという目的で、より多くの事業者様に応札していただくことを目指しまして取り組みを実施することにしております。

具体的には、32、33に記載しておりますとおり、「入札募集要綱（案）上の取り組み」というのが1つ、それから「応札が期待される事業者様への周知」というのが2つ目、それから3つ目が「事業者様への結果ヒアリング」、この3つを実施したいというふうに思っております。

まず32ページの取り組みでございます。

入札募集要綱（案）上の取り組みということでございますが、これは今回の要綱案に織り込んでおりますガイドラインやこれまでのワーキンググループでの審査結果、これを反映した項目を同じページの右側のところ、「主な内容」のほうに記載をさせていただいております。

それから、次に33ページのほうでございます。こちらでは2つ目の取り組みであります応札が期待される事業者様への周知ということで、I P P、自家発余剰契約実績のある事業者様等へ入札説明会開催案内文を発送させていただく。さらに当社ホームページでのメインページへの掲載ということを行います。その上で説明会開催後には、案内文を発送した事業者様及び説明会へ参加いただいた事業者様に対するフォローアップを考えております。

このフォローアップの内容につきましては、一番最後のページになりますが、37ページをごらんいただきたいと思います。参考のページでございます。

このページに記載しておりますように、説明会開催後も事業者様のご都合やご意向に応じた個別フォローを継続実施することで多数の事業者様からの応札をいただけるよう働きかけてまいります。

具体的には37ページの表に記載しておりますように、説明会に参加いただきました事業者様に対するフォローとして、経営管理者様と実務担当者様、それぞれのご関心に応じたフォローを実施いたします。

まず応札実施の意思決定により近い立場にあると思われる経営管理者様に対しては、この表の中の「フォロー [A] 」というふうに書いておりますように、当社の部長、あるいはマネージャークラスが訪問して入札募集の概要説明を実際にその場で行わせていただくように考えております。

次に、実務担当者様に対しましては、その右側の「フォロー [B] 」というところでございますが、募集要綱の内容や入札提出帳票等の説明をさせていただきます。これは、私どもの要綱案や提出帳票のボリューム感も相当ございますので、実務者の観点で私どもから何かご支援ができないかということで考えたものでございます。

その一方で、私どもから案内文を発送したものの説明会に参加されなかった事業者様に対するフォローということで37ページの下欄でございます。こちらに書いてございますように、説明会後に改めて当社からご連絡を差し上げて、事業者様のご都合やご意向に応じた個別フォローを提案してお話を聞いていただけるように当社から足を運んでいきたいというふうに考えております。

申しわけございませんが、33ページのほうにお戻りいただきたいと思います。先ほどの取り組みの3つ目でございます。

一番下のところでございますが、こういった取り組みを行っても、残念ながら最終的に「一者応札」ということになった場合の取り組みでございます。

これは事業者様の結果ヒアリングということで、具体的には応札を見送られた理由等をアンケートで回答していただきまして、次回の入札に向けた改善策を検討するという事でPDCAを回していきたいと考えております。

私どもとしては競争性を高めるため、以上3つの取り組みを実施してまいりたいと思っております。

次に、35ページをお開きいただきたいと思います。

35ページは情報遮断の取り組みということで、当然ながら、今回の入札におきまして公平性・透明性を確保するという観点で、私ども社内で情報遮断に関するルールを制定して情報遮断の取り組みを実施することとしております。

具体的には、この下の表にございますように、まず社内ルールの制定を行いまして、それに基づく情報管理体制をしくということ、さらにいろいろな作業については物理的に隔絶した専用の執務室で業務を行ってまいります。

このような体制を整えた上で「情報の厳格管理」という観点で記載しておりますように、メール送信時には所属長へのCc送信、こういった具体的な取り組みを行うこととしております。

さらにこうした取り組みを行う一方で「情報管理状況の確認」といたしまして、私ども入札募集を実施するお客さまサービス本部とは別に独立した組織として社内業務を監査する立場でございます。審査部門が社内ルールどおりに情報管理が確実に実施されているかどうか、こういった確認を行うこととしております。

さらに、それでも万が一不適切な情報漏えいが発生すれば、当然ながら、私どもの社員就業規則にのっとり適正に対処するということとしております。

最後に、「取締役の扱い」でございますが、記載のとおり、善管注意義務に基づき情報管理に取り組んでまいります。

私ども中国電力の説明は、以上でございます。

○細田座長代理

ありがとうございます。

それでは、続きまして資料7に基づき四国電力より資料のご説明をお願いいたします。

○高橋常務執行役員（四国電力株式会社）

四国電力の高橋でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、早速でございますけれども、当社の火力電源入札募集要綱案につきまして、資料7に沿ってご説明させていただきます。

まず1ページをごらんください。

当社のこれまでの経緯でございますが、3月31日に入札募集の実施を公表し、4月17日に事前説明会を開催してございます。その後、約1カ月間、要綱案に対するRFCを行った結果、合計で11件のご提案をいただきまして、先週6月23日に当社の回答を付してホームページで公表したところでございます。

本日は、RFCを踏まえた要綱案の見直し等につきまして入札ガイドラインに適合しているかどうか、ご確認をお願いしたいと存じます。

それでは、初めに見直し前の要綱案の概要についてご説明させていただきたいと思います。

3ページをごらんください。募集概要と主な入札条件についてでございます。

募集規模につきましては50万kW、受給開始時期については平成34年4月から平成36年6月までに受給を開始するものとし、受給期間につきましては15年間を基本として10年から20年の範囲で応札者に設定していただくこととしております。

年間基準利用率につきましては、65%から75%の範囲といたしております。

また、主な入札条件といたしまして、上限価格、利用率変動許容性、関係諸法令の遵守等々につきまして入札ガイドラインに沿って設定いたしております。

続きまして、4ページをごらんください。

評価方法でございますが、価格要素と非価格要素による評価点を合計いたしまして、総合ポイントが高いものから順位づけをいたします。配点につきましては、価格要素80ポイント、非価格要素20ポイントといたしまして、合計100ポイントを満点といたしてございます。

非価格要素につきましては、DSSやガバナフリー機能などの需給調整機能を具備していただけるものや弾力的な通告変更が可能なものなどに対して加点評価することといたしております。

続いて、5ページをごらんください。

落札候補者の選定方法についてでございます。

総合ポイントが上位の応札者から受給最大電力を累計いたしまして、50万kWに達する応札者までを落札候補者として選定いたします。

なお、50万kWに達する最後の応札者までの受給最大電力の累計が60万kWを超える場合は、50万kWに達する最後の応札者に対しまして累計量が60万kWとなる必要量の入札価格の再算定及び非価格要素の再検討を依頼いたしまして、その結果に基づき落札候補者を選定いたすこととしております。

続きまして、6ページから8ページでございますが、こちらにつきましては主な契約条件について記載してございます。

まず6ページでは、発電設備の運用条件について記載してございますが、29ページに参考資料としてイメージ図を添付しておりますので、ご参照いただければと存じます。

また、発電余力が発生した場合でございますが、卸電力取引所等へ販売することを可能な仕組みとしてございます。

7ページでございますが、受給料金やペナルティ制度について記載してございます。基本料金のうちの資本費につきまして、落札者が希望される場合は土木建築工事費の物価補正を行うこととしてございます。

運転維持費、燃料本体費、燃料調達諸経費につきましても、物価やC I Fの変動等に伴う受給料金の調整を行うこととしてございます。

あとペナルティ制度につきましては、発電設備の安定運転や早期の事故復旧のインセンティブとして資料に記載のとおりでございますが、設定してございます。

続きまして、8ページをごらんください。

契約保証金、受給開始を変更する場合の取り扱いについて記載してございます。

契約解約時の補償につきましては、供給開始前、開始後でそれぞれ記載のとおりでございます。なお、受給開始後の解約で落札者に責がある場合の補償内容につきましては、30ページに参考資料としてイメージ図を掲載させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上が見直し前の要綱案の概要でございます。

続きまして、R F Cでいただきましたご提案および当社の回答についてご説明させていただきます。

10ページをごらんください。

冒頭申し上げましたとおり、4月17日から約1カ月間にわたりR F Cを実施いたしまして、合計で11件のご提案をいただきました。このうち1件のご提案について要綱案に反映することとしておりますが、本日はその1件についてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、少々飛びますが、17ページをごらんください。

17ページには、利用率低下補正の免責に関するご提案および当社回答について記載してございます。

見直し前の要綱案では、当社が免責される条件といたしまして、(2) 保安上の危険がある場合、(3) 乙、すなわち当社の系統運用上やむを得ない場合と規定いたしておりましたが、これらの事象が当社の責により発生することもあるのではないかといったご指摘を踏まえまして見直すことといたしております。

見直し後は、当社回答欄に太字、下線で示しておりますように、見直し前の(2)と(3)の規定を統合いたしまして、(2) 保安上の危険がある場合、または乙の系統運用上やむを得ない場合で乙の責に帰すべきことができない事由による場合という内容に見直すこととし、標準契約書案に反映いたすこととしております。

少し飛びますが、23ページをごらんください。

23ページには、ただいまご説明を申し上げました利用率低下補正に係る免責規定につきまして標準契約書案に反映した見直しの内容を記載してございます。

続きまして24ページでございますが、R F Cによる見直しではございませんが、当社が自主的

に規定を明確にした項目を記載してございます。

具体的には、発電設備の運用条件につきまして、当社が年間受給電力量の下限値、すなわち年間基準電力量のマイナス10%を超えて下げ通告する場合には、当社は落札者に対しましてその理由を説明する旨を明記いたしました。

なお、先ほどご説明いたしましたとおり、この下限値を超えて下げ通告する場合には、当社は利用率低下補正による補償を行うことといたしております。

続きまして、競争性を高めるための対策及び情報遮断への取り組みについてご説明させていただきます。

26ページをごらんください。

ここでは、競争性を高めるための対策についてご説明させていただきます。

当社では、より多くの事業者様から応札していただくために、4つの取り組みを実施してまいり所存でございます。

まず1点目が出前説明会の実施でございます。入札募集要綱の内容につきまして、より理解を深めていただくために全体での説明会に加えまして、ご希望に応じて個別説明会を実施させていただきたいと思っております。

2点目が説明会参加企業へのフォローアップということでございまして、入札説明会に参加していただいた企業様に対し、電話や訪問等によりまして応札をご検討いただくよう働きかけを実施していきたいと考えております。

3点目が説明会不参加企業等への周知ということで、IPPなど発電実績を有する企業様に対しましてダイレクトメール等により火力入札の実施について周知するほか、発電事業に関係する企業等が出席する会合の機会等を捉えまして応札をご検討いただくようPRを実施してまいります。

4点目が英語版の入札募集要綱案（概要版）の作成ということでございまして、海外企業の入札の可能性も考慮いたしまして、別途作成の上公表させていただきます。

最後に、27ページをごらんください。

情報遮断の取り組みについてご説明させていただきます。

まず初めに、社内ルールの制定についてでございます。

当社では入札関連情報を取り扱う部門の情報遮断ルールとして「火力電源入札に関する情報管理要領」を制定し、社内イントラネットへ掲載してございます。

このうち、情報管理体制につきましては、入札関連情報の取り扱い部門を営業部受給グループ及び受給グループを統括する営業部長に限定いたしまして、営業部長を情報管理責任者、受給グ

ループリーダーを情報管理者に設定してございます。

次に、情報の保全につきましては、入札関連情報を含む文書は施錠可能なキャビネットに保管し、電子データにつきましては他部門がアクセスできない専用のデータベースに保存するなどの対策を講じているところでございます。

入札書類の審査等で他部門への開示が必要な場合につきましては、名称の符号化やマスキングをした上で情報管理者の承認を得ることとしてございます。また、事務局のほうからもございましたが、電子メールを使用する場合は情報管理者を同文送付先ということでCcに指定して送信することといたしております。

加えて、これら社内ルールの遵守状況につきましては、弊社の内部監査部門であります審査室が監査を実施いたします。

その際、違反した従業員に対してでございますが、社員就業規則にのっとりまして、懲戒委員会を経て適切に処分することといたしております。

最後に、取締役の扱いについてでございます。

各役員は、会社法の善管注意義務に基づく情報漏洩禁止の義務を負ってございますが、落札候補者を決定する常務会・取締役会等で応札情報が提示される場合等には付議者から機密情報であることを各役員に説明しまして情報遮断を徹底することといたしております。

当社からのご説明は以上でございます。ご確認のほど、よろしく願いいたします。

○細田座長代理

ありがとうございます。

4. 自由討議

○細田座長代理

それでは、この後は自由討議に入りたいと思います。委員の方々におかれましては、活発なご議論をお願いいたします。

ご発言される方は、お手元にあるネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に指名させていただきます。

また、関連する発言をご希望される場合は、手を挙げて合図いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。

どうぞ。

○小山委員

どなたもないので最初に質問させていただきます。

非常に基本的な質問で恐縮ですが、四国電力さんのご説明資料の中で「競争性を高めるための対策」というところの26ページですか、その項目の中に「出前説明会の実施」というのがございます。これは、より入札についての理解を深めてもらうために個別のニーズに応じて対応されるという、積極的なアイデアとして考えられたと思います。これについて、1つは四国電力さんへの質問と、こちらにいらっしゃる他の2社にもお聞きしたいと思います。まず四国電力さんにですが、個別にご説明をなさるときに、確かにニーズがよりわかるというのと同時に、出されてきた質問が全体の入札条件にかかわるようなものであったときに、個別で聞かれた方だけが状況をよく知り得るといようなことになる可能性があるかと思えます。その場合、他の関係者というか、全体というか、情報の共有ということに何か工夫があるのかどうかお聞きしたいと思います。それとも個別に説明が行われる場合、その情報はまさに個別のところには属していくという、そういう形になるのを考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

他の2社さんのほうには、こうした工夫・取り組みがあたりかどうか、ご説明を聞いた中にはなかったかなと思えますけれども、何かそうしたお考えはあるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○細田座長代理

まず、四国電力さんのほうからお答えをいただけますでしょうか。

○高橋常務執行役員（四国電力株式会社）

ご指摘どうもありがとうございます。

そもそも出前の説明会につきましては、1回全体で開いただけではなかなか行き届かないこともあるのではないかと。というのは、1日だけの開催でございますので、たまたま日程が合わないとか、そういうこともあるのではないかと。ということで、より入札、応札をしやすいような環境をつくるべきだと考えて我々としては出したものでございます。

ご指摘のそこで出た質問に対して、回答を含めて関係する皆様方にかかわるものについての対応をどうするのかというところでございますが、正直、どこまでその回答を広げるのかということは、今現時点では決めてございません。

というのも、説明会の場に来ていただいたお客様へ広げるのか、それともホームページでもっと広い範囲にこういうものが出ました。これについてはこういうような答えをさせていただきますとか、そういうところまでやるのか。当然後者のほうがより多くの皆様方に周知をすることになるので、よりよい方法だとは思いますが、いずれにせよ、趣旨としては皆様方ができるだけ

応札をしやすい環境をつくるということでございますので、それに照らし合わせてどこまでやるのがいいのかということについては今後考えさせていただきたいと思っております。

○細田座長代理

どうもありがとうございます。

同じようなことですが、他の2社の方、お答えいただけますでしょうか。

○神田執行役員（中国電力株式会社）

中国電力でございます。

今四国さんが出前でご説明ということでございましたが、私ども最後のページの37ページでご説明しましたように、説明会開催後に個別にご要望のあるお客様、事業者様については、当社から訪問の上ご説明をさせていただくように考えております。

ご指摘のように、それ以外の事業者さんに答えていないようなこと、個別具体的なことが出てきた場合の取り扱いでございますが、当然ながら、皆さんに共通して影響するような事情につきましてはホームページ等々で公開をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○東京電力説明者

東京電力でございますけれども、私ども過去2回、この新たなガイドラインのもとで入札を実施させていただきまして、まずそのとき対応でございますけれども、事前説明会、あるいは本番の説明会で出た内容につきましては、全てホームページのほうに具体的に質問いただいた内容、そのお答え等をアップさせていただいております。

また、その説明会後に事業者様から個別のご質問、ご意見等をいただいて、それに私ども都度対応させていただいております。

その内容につきましても、主な内容で、これは皆様に共通に課題として認識していただいたほうがいいというものについては、その都度ホームページのほうに「こういうご質問をいただきました。こういうものについては、こういった対応になります」というものを都度アップさせていただくという形をとらせていただきました。今回の入札でも同じような対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○細田座長代理

ありがとうございました。小山委員、今のお答えで何かつけ加える点なんかございますか。よろしいですか。

梶川委員。

○梶川委員

事務局から挙げていただいた論点の中で競争性を高めるというところで、ここに書かれているとおりのことだと思うんですけども、東京電力さんの資本費の補正に関しまして、今回はそれほど時間かかる話ではないので補正はしないというご説明が書かれていると思うんですが、逆にもこの条項を入れられると何か不都合なことがおありになるのかどうか。実態そうは意味は持たないということで外されているということなんですが、逆はどうなのかということをお聞きできればと思うんですけども。

○東京電力説明者

東京電力でございます。

私ども実は26年度の600万kWの入札のときには、まさにこの条項を入れさせていただいております。このときは600万kWと非常に大きな規模でございまして、当然ながら環境アセスというものに対応せざるを得ないということで、アセスですと4年ぐらい、その期間かかるものですから、そのアセスの終わったタイミングをもって、募集時点の指標と、それから4年後、アセスの終わった段階の指標、その差分を補正するという、そういう客観的な仕組みをつくらせていただいております。

今回九州電力さんですか、多分、同じように募集開始の段階と、あと工事計画届け出というタイミングで補正をかけるというお話かと思えます。

私ども、どのタイミングで補正をかけるのがいいのか、その客観的なタイミングをどこか設けることができるかどうかという視点で考えたときに、逆に今一般的に締め切りから実際の契約が締結されるまでの期間は、多分1年とかそのぐらいでメーカーさんとの契約が整うのかなと。

一方、工事計画の届け出は多分2年後ぐらいになるんですね。そうしますと、逆に言うと、2年後にしてしまうと、その間、逆のタイムラグといいますか、そういうことも起こり得るということでございまして、適切な時期というものをどこに設定するかというのがなかなか難しいかなと思っております。そう考えますと、実際の入札の締め切りの段階と契約の段階というのが逆に一番近くて、その間のほうが特に補正をせずにそのタイミングをもって入札の価格とさせていただくほうがかえって適切ではないかと私ども一応判断したものですから、具体的にいいタイミングがあれば、そのタイミングをもって今回のようなところにも指標性を導入するということは考えてはみたのですが、そのタイミングがなかなか見当たらなかったということで、あえてこうさせていただいております。

○細田座長代理

ありがとうございました。

今のお答えでよろしいでしょうか。

○梶川委員

いいタイミングというものが私にもわかには不案内でございますので。ただ、ご趣旨としては、そのタイミングで適切性のある本来の趣旨はそのとおり守っていければということなんです。技術論的に難しいのではないかと、そういうお話だというふうに承りました。それでよろしいでしょうか。

○東京電力説明者

そのとおりでございます。

○細田座長代理

どうもありがとうございました。

それでは、座長がお見えになりましたので、ここでチェンジさせていただきます。

○山内座長

それでは大変ご迷惑をかけて申しわけございませんでした。引き続き意見交換ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、ご発言の希望のある委員の方は、

梶川委員はもう終わりですか。そのほかにいらっしゃいますか。

どうぞ。

○新川委員

それでは、情報遮断の関係で東京電力さんのほうに教えていただければと思うんですけども、今般作成された行動規範のほうを拝見しまして、結構充実した内容になっていると思って拝見いたしました。

この中に出てくる上限価格の策定をされる入札部門ですか、電力のグループがあると思うんですけども、こちらはこのレジュメみたいなものの34ページの中でいきますと、どこの部署に属する形になるのでしょうか。

○東京電力説明者

今回、島嶼の電源でございまして、その島嶼の電源を具体的に取り扱っておりますのがパワーグリッド・カンパニーのほうになります。したがって、今回入札価格そのものはパワーグリッド・カンパニーのほうで作成するような形になってございます。私ども、実際に募集とか評価するほうはカスタマーサービス・カンパニーになりますので違う部署という形になります。

○新川委員

わかりました。

今回の件には関係しませんが、自社応札しない場合の仕組みには3つ部署が出てくると思うんですが、入札計画主管箇所というのと入札事務契約主管箇所というのと応札主管箇所というところ

る3つございますですね。その3つの中の入札計画主管というのと応札のところはわかるんですけども、真ん中のものはこの図の中のどこにあるのですかというのがご質問です。

○東京電力説明者

計画主管箇所というのは、どちらかという企画であるとかホールディングのほう、全体的な募集を今後どうやっていくかという、そちらのほうを作成する部門です。実施箇所が私どもカスタマーサービス。それから、応札のほうをやる場合は、通常の入札でいくとフェュエル&パワー、普通の火力部門です。今回の島嶼入札ですとパワーグリッドという、そういったものがそれぞれ登場するという形になります。

○新川委員

わかりました。だから、結局この図にない別部門で担当されるということですね。わかりました。

あともう一つご質問なんですけど、監査というのが入っている。今回ほかの他社様も入れておられますけれども、手続全体の公正さを監査するといっても、監査手順書を普通の内部監査の場合も作成していると思うんですが、何をどうやって監査するかの手順がはっきりしないと監査の実効性もないと思うんですけども。これから考えていかれるのかもしれませんが、どういう手順で具体的に何を監査するかというあたりは議論とかご検討されておりますでしょうか。

○東京電力説明者

そこは、実は、監査というのは、やはり監査を実施する部門が主体的に不適切な部分がないかどうか、そちらのほうで判断していただくことになるかと思っております。

今私どもは、こういうことをやりますというのを監査の実施部門にしっかり説明をさせていただいておまして、その監査部門のほうでそれを踏まえて、では自分たちはどこをしっかりと見るべきかということこれからしっかりと作り込んでいただいて、必要に応じてそこをしっかりと見ていただくという形になるかと思っております。

○新川委員

最後ですけども、東電さんの規程では、秘密情報にアクセスする方々の名簿をつかって、あと誓約書をとるという形態をとっておられます。最後の上限価格とか入札価格といったものだけではなく検討過程全体を通じて検討内容の秘密性が保たれている必要があると思うんですけども。したがって、手続に関与される方々が、利用目的が何で誰に何を言っちゃいけないのかとか、そういったことを正しく理解して運用しないと、情報遮断措置はきちんと確保できないと思います。インサイダー情報についても、誓約書をとってやっている会社さんは多いと思うんですけども、そういった意味でこの方式は非常によろしいのではないかと思います。他社の規程には必

ずしもこの項目が入っていないように思いましたけれども、検討されるといいんじゃないかと思
って拝見いたしました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

今の監査の件については、ほかの2社についても伺ったらいかがでしょうか。

○新川委員

では、他の2社様にも監査の部分をどういう形で、どういった手順で監査をされていくのかと
いうあたりのご検討状況をお伺いします。

○神田執行役員（中国電力株式会社）

中国電力でございます。

私どもの場合には、ご説明しました火力電源入札業務要則というのをつくって、これをいわゆ
る社内で公開しております。当然監査をいたします審査部門につきましても、この業務要則にの
っとりまして、その中の業務を逐一チェックするという格好で、一応四半期に1度はチェックを
するという格好にしております。

さらにこの要則に基づきまして、さらにもう少し具体的な業務取り扱いについても定めており
まして、当然これも審査担当と共有して監査の対象ということにしております。

それから、関係する社員でございますが、私どもの場合にはもう関係する社員は限定しており
まして、これを隔離した専用の部屋の中で資料等の持ち出しもできないような形で全て管理を、
入退する管理もしております、その中でクローズできるという格好での管理を行っております。

○山内座長

では、四国電力はいかがでしょう。

○高橋常務執行役員（四国電力株式会社）

四国電力でございますけれども、皆様のお手元のほうにあるのではないかと思いますけれど
も、私どものほうでは火力電源入札に関する情報管理要領というものを定めてございまして、こ
れを社内のイントラネットに張りつけて周知・共有しているところでございます。

これを受けまして、具体的には社内の監査部門のほうから、具体的に言いますと、本年の4月
にはこの情報管理要領が内容的に問題ないのか、適正か、そういったところのチェックを受けて
ございます。

今月の上旬には、整備されたルールどおりに適正に運用されているかどうか、入札関連情報
を含む文書の保管状況とか、専用データベースのアクセス制限、こういったものについての監査を

受けるなど具体的な取り組みを進めているところでございます。

○新川委員

今考えております監査の対象は、今回の入札手続を現に進めて、それが終わった段階で全体の手続がきちんとこれにのっとって行われたかの監査をするということだと理解しておるんですけども、そこについての監査の手順、何を具体的に見て監査されるのかというところのルール化というのはされているのでしょうか。

○高橋常務執行役員（四国電力株式会社）

具体的な内容全てについて私ども入札実施部門では承知しておりませんが、内部監査部門としては、そこは監査の視点とか手順とか、そういったものをきちんと整理してまとめたものをつくってございます。

○山内座長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは細田委員、どうぞ。

○細田委員

情報遮断の関係で「取締役の扱い」という項目があるんですが、これによりますと2社さんが書かれているわけですが、善管注意義務、これはある意味で当たり前の話であります、それ以外に最終的な決定をする場合に情報管理を徹底というふうになっているんですが、これは取締役がどの程度途中で関与するのか、あるいは情報をどういう段階で得ることができるのか。そういうことにもよると思うんですが、仮に途中でその情報が上がるということであれば、決定のときの注意だけではなくて、例えば情報を上げるときの取り扱いとか、そういうものも必要になってくると思うんですが。最終的に決めていただくときだけですかということであればこれでいいのかもしれないけれども、その点について実情といいますか、実際どうなるのかということを少し教えていただければありがたいです。

○山内座長

これはどの順番で。どの社ですか。

○細田委員

これがあるのが四国電力と中国電力2社さんが「取締役の扱い」というふうに書かれていたものから、その2社さんにお伺いしたいと思います。

○山内座長

それでは、お願いいたします。

○神田執行役員（中国電力株式会社）

中国電力でございます。

ただいまご指摘いただきました点でございますが、当社の場合は今予定しておりますのは、今回入札を実施するというので今回ご審議いただきました応募条件、これの結果として入札を実際に行うというのが1回と、それからこれは私どものほうじゃなくて応札をするほうの電源事業本部、こちらのほうが実際応札額を決定する際、これが2回目。それから最終的に各事業者さんから応札をいただいて応札者の決定をする会議、これが3回目。今考えております工程は、以上3回でございます。

それぞれについて、まず1回目について、これは公開するものでございますので特段の配慮は必要ないかと思っておりますが、2番目の応札価格の決定、これにつきましては実際に応札を行います電源事業本部の役員は当然承知しておりますけれども、いわゆる会議体に付議する際には一定の幅の中で最終的には社長が専決するという格好の決定をいただくと。その上で実際の応札額については、社長と当該部門の役員しか知らない。こういう格好で取り扱いをしたいというふうに思っております。

それから、最終的な応札者の決定のところは、それまでのところでの応札額等については、当然全部情報遮断をしまして、開封についても、これは一斉に開封するまでは厳密に管理いたしますので、情報の漏れるおそれはないと思っておりますので、実際には役員会のところで最終決定をするという、そういう工程の中だけで問題になってくるかなというふうに思っております。

○高橋常務執行役員（四国電力株式会社）

四国電力でございますが、四国電力の場合、役員、常務以上、取締役の情報が入るケースとしましては、一番近い事例で申し上げますと、例えば今回のワーキンググループでこういうようなご指摘をいただいた、ご指導をいただいた。そういうことでこれに向けてこういう対応をしていって入札説明会を開くとか、そういった節目節目のところでの情報連携というのは考えてございますが、その中に応札情報、こういったものが含まれる場合は、当然のことながら、情報遮断を徹底するような形で周知していくというようなことになるとは思いますが、そういった情報がなければ、そこまでの内容ではなくて情報提供という形にとどまるのではないかとこのように考えてございます。

○細田委員

どうもありがとうございました。

○山内座長

細田委員、よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○圓尾委員

情報遮断に関してですが、私の認識が間違えていたらご指摘いただければと思います。今回は自社応札ありということで、自主的に情報を漏らすインセンティブがないと考えていましたので、各社さんが出されたもので特段違和感はなかったです。けれども、去年の関西さんが自社応札ない形でやられたものが、いまだに腹にすっきり落ちていなくて、自社応札ない場合は特に情報遮断について厳しく見なきゃいけない、ルールをつくらなきゃいけないと思っています。場合によっては、分けてもいいのかと思っているぐらいです。

その際、どういう形で考査をやるかが話題になっていますが、考えていただきたいのは、我々証券会社には100や200どころでないインサイダー情報があふれていて、それをコントロールしているわけです。もちろん、この情報に誰が関わって良い人かという名簿をつくるのは当たり前の話です。それに加えて、その名簿の中にある人も外にいる人も、いつ何によってこの情報を知ったのか、例えば、この会議でこういう発言が出たから、もしくはこの人とミーティングして、こんなことを彼が言っていたから私はその情報を得ました、もしくはそれを推知しましたというような形で、どういうタイミングで誰が知ったのかというデータベースをきちんとそろえておけば、各社さんが書いていらっしゃるようにメールの確認をするだとか、いろいろな確認をするときに知っていないはずのタイミングでこんなメールが出ているとか、様々なことが見えてきます。本当に漏れが、情報遮断に漏れがないかというところが見えてきますので、そこまでデータをそろえて考査の用意をしていただけたらなと思います。

決して何個も管理する情報の数があるわけじゃないので、そんなにハードルは高くないと思いますので、考えていただけたらということだけ申し上げておきます。

○山内座長

ありがとうございます。ご意見ということでよろしゅうございますね。

ほかにかがでしょうか。

○松村委員

連系線がつながっていない東京電力の離島のケースではなく、他の2社に対しての質問です。

競争性を高めるために応募をしてくれる可能性のありそうなIPPに働きかけるとかということは潜在的にあり得るし、実際にやると言っていたいただいているのはとてもありがたい。これに関して、域外の方にも声をかける可能性はあるのでしょうか。

例えば、中国電力の場合だと、九州からだ連系線が詰まる可能性が相当あるので、安易に声をかけるのは難しいだろうというのは理解できる。あるいはもちろん東の、FCをまたぐケース

も難しいかもしれない。しかし、西日本の範囲で、なかつ九州以外の事業者に声をかけることはあり得ることなのではないでしょうか。

○神田執行役員（中国電力株式会社）

ありがとうございます。残念ながら、今のところ事前説明会等ではそういった事業者さんがいらっしゃるっていないんですが、ただいろいろな方がおいでいただいていますので、実際に次の本当の説明会のときにおいでいただければ当然ご説明いたしますし、応札いただければ非常にありがたいなと思っております。

そういう意味で、ただ今考えておりますのは、とりあえず我々と今までお付き合いのあった会社を念頭に置いておりますので、もし、それ以外のところ、そういった域外からのお申し出がございましたら積極的にご説明に上がりたいというふうに考えております。

○高橋常務執行役員（四国電力株式会社）

四国でございます。

私どものほうとしましては、先ほど出前説明会の話でも触れましたけれども、四国域内にこだわらずに、例えば動力協会とか、自家発電設備を持っておられるような事業者様とか、そういったところ、日本全国に関係するところに対しましても何らかの形で投げかけをしていきたいというふうに考えてございます。

○松村委員

ありがとうございます。とても安心しました。

非常にばかなことを聞くようですが、例えば中国電力が四国電力の募集に対して応札するとか、そういうことというのは原理的にあり得ないことでしょうか。あるいは北陸電力が応札することはあり得ないことでしょうか。全く考慮の外でしょうか。

今回のケースの場合にはあまりありそうにない。予断を持っているようで申し訳ないのですが、比較的競争力のある、中国、四国電力は関西、中部電力と比しても、発電事業者として競争力のある方だと思うので、外からのところで連系線をまたいで安く買うというようなことは難しいということは予想はつくのですが、可能性はないのでしょうか。

○神田執行役員（中国電力株式会社）

ありがとうございます。原理的には当然ながら東京電力さんの入札に対して各社応札をされておりますし、今回も私ども別に限定しておりませんのであり得る話だというふうに思っております。

ただ、足元の状況がなかなか厳しい状況で、例えば私どもでいいますと、自社で入札をするぐらゐの状況でございますので、なかなか他社さんの、特に大きな電源になりますと、なかなか余

力がないという実態もございますし、適地もなかなか難しいということもございますので、これは各社さんのそれぞれの需給状況なり電源の設置計画、こういったもので決まってくるんじゃないかなというふうに考えております。

○高橋常務執行役員（四国電力株式会社）

四国でございますけれども、正直申し上げまして、私どもは入札を実施する立場でございますので、弊社の火力部門が別のサイトで例えば中国電力さんの募集とか、九州電力さんの募集に応札するという可能性としてはないことはないと思っておりますけれども、現段階で今具体的にある中国電力さんの案件に私どものほうで応札する予定があるかどうかについて今のところは承知しておりません。

○山内座長

よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかにご意見、ご質問ございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

すみません、私が遅刻してまいりましたので、最初の梶川委員のご発言が伺えなかったんですが、事務局から伺ったところによると、特に大きなご修正をご要望ではないということの理解でよろしいですか。

○梶川委員

はい。

○山内座長

ありがとうございます。

そうしますと、ご議論を総合いたしますと、3社の入札募集要綱の案につきましては、いろいろご意見はいただきましたけれども、火力入札ガイドラインに適合しているということについて、皆様のおおむねの合意が得られたものと思っておりますが、そういう理解でよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、3社の入札募集要綱案につきましては、当ワーキンググループとして了承したということにさせていただこうと思っております。ありがとうございます。

4. 閉会

○山内座長

議論は以上ですけれども、そのほか何か特段ご発言があれば。

よろしゅうございますか。

それでは、本日ご議論いただきましてありがとうございました。私の遅刻によりまして大変ご迷惑をかけまして、それはおわび申し上げますけれども、最後に事務局より連絡事項をお願いしたいと思います。

○山崎電力市場整備課長

ありがとうございます。

次回の日程につきましては、先ほどご説明しました九州電力さんのR F Cの終了等審議案件が出次第日程調整の上、ご連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山内座長

それでは、これもちまして第10回火力電源入札ワーキンググループを閉会とさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

——了——